

「新しい農村政策の在り方に関する検討会」
「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」
におけるこれまでの意見と論点（案）

令和3年3月18日

農村振興局

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

1. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保(しごと)

これまでの主な意見

(1) 農村発イノベーション等を通じた所得確保手段の多角化

- ① 様々な複数の仕事を自営していく人を支援するための制度が必要。
 - ② U・Iターン等の新たな農業への挑戦者が農業で収入を得られるまでの間に収入を確保するための雇用の受け皿が必要。
 - ③ 現状の最前線の「農村発イノベーション」の取組をいち早く社会に発信し、選択肢として提示すべき。
 - ④ 中山間地域は各事業のボリュームが小さいため、複数の仕事ができるよう会社が計画的に(社員を)育てることが必要。
 - ⑤ リスクがありながらもチャレンジできる助成金などの仕組みがあるとよい。
-
- ⑥ マルチワーク先の発掘とマッチング等も視野に入れて動いていく人材が重要。
 - ⑦ 海士町複業協同組合は、将来起業していく人材、事業所の価値を高めて最終的にそこに勤めていく人材、の2パターンの人材への投資と捉えている。

(2) 多様な形で農に関わる者の育成

- ① 有機農業者、兼業・副業の農業者、趣味的な農業者、農村地域づくり事業体など、多様な主体が農業に取り組むことが出来る環境の整備が重要。
- ② 特定地域づくり事業協同組合や労働者協同組合を活用した農業参加者が増え、農業への関わり方の形が広がることによる可能性について議論すべき。

論点(案)

(1) 農村発イノベーション等を通じた所得確保手段の多角化

- ① 多様な形で農に関わる経済主体により所得確保手段の多角化が図られるよう、農村発イノベーションを行う事業者や団体を支援するための施策を検討すべきではないか。
-
- ② 特定地域づくり事業協同組合や労働者協同組合の仕組み等を活用し、都会等からの人材のマッチング等を支援すべきではないか。

(2) 多様な形で農に関わる者の育成

- 安心して農村で働き、生活できる環境を整えていくため、農業以外の事業にも取り組む農業者(半農半X実践者・農村地域づくり事業体)などの多様な形で農に関わる者の参加促進・育成のための施策を検討すべきではないか。

2. 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備(くらし)(1/2)

これまでの主な意見

(1)集落機能の維持・強化

- ① 地域運営組織は、分野横断の合わせ技で最適化することが重要であり、それぞれの単独決算で赤字になった、黒字になったではダメ。みんなが頑張る土台を地域全体で作れるかが大事。
- ② 集落と大きなコミュニティとを両方考え、全体をつなぎ直す必要。例えば、集落だけで儲けることや、エネルギーや交通の投資をやるのは無理。
- ③ 集落活動センターの経営を持続するための課題として、資金面の確保と人材の確保がある。
- ④ 集落営農がRMO化したり、逆に一般型のRMOが農業関与型に変わった農業関与型RMOは、政策の谷間で、制度や施策が不十分な可能性があり、農村政策の出番もここにある。
- ⑤ 農事組合法人が、農業に関連しない事業を行おうとする場合、組織変更等が必要となる。

(2)生活インフラ等の確保

- ① (生活インフラ関係として、)農村で暮らし続けるためには、「農村は低密度で非効率だから切り捨てた方がよい」という規模の経済的な発想から出る議論に対抗する必要。
- ② テレワークの定着で田園回帰の動きが加速してくるため、ネット環境整備が重要。

論点(案)

(1)集落機能の維持・強化

- ① 農業の振興と併せて買い物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供等を行う地域運営組織(RMO)型の事業体の形成・運営を支援すべきではないか。
- ② 中山間地域等を中心に、農林地等の地域資源の保全管理がより適切に行われるよう、
ア) 地域運営組織(RMO)化に向けて集落機能の強化を後押しするための施策を検討すべきではないか。
イ) 集落の農作業の共同化や農地の保全管理等に取り組んでいる集落営農が事業の多角化を図る場合に、それを支援するための施策を検討すべきではないか。

(2)生活インフラ等の確保

- 農村に安心して住み続けられるようにするため、生活インフラ等を確保するための取組を推進すべきではないか。特に、情報通信環境を着実に整備するため、これまでの成果の発信、情報通信環境整備への助成、総務省と連携した実施環境の整備等を進めるべきではないか。

2. 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備(くらし)(2/2)

これまでの主な意見

「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」
で検討中

論点(案)

(3)持続的な土地利用の実現

- ① 政策的効果を発揮させるためには、ゾーニングによる土地利用区分と誘導的施策の組合せが重要。
- ② 長期的な土地利用の検討に当たり、中山間地域等直接支払、多面的機能支払と直接連携したり、手段として利用することが可能。
- ③ 政策的に行政が作るゾーニングだけでなく、利用主体が土地利用区分の計画をボトムアップで作成することにより、土地が利用され、維持される。利用主体が作るゾーニングに対し政策的なつながりが必要。
- ④ 農道や農業水利施設の存在等も視野に入れるべき。
- ⑤ 放牧は、耕作放棄地の解消の有力な手段。
- ⑥ 荒廃農地の活用方法として、有機農業、放牧地、観光資源、養蜂を組み合わせた景観作物、鳥獣害被害が少ない作物の導入などがある。
- ⑦ 都市近郊や都市の農地も含め、農地を農業生産として使わない場合でも、農業生産以外のいろいろな価値を積極的に位置づけていくべき。
- ⑧ 森林への計画的な転換は、もう農地を保全していけない場合の一つの手法としてあり得る。反面、継続して管理を行う人がいるのが絶対条件。

(3)持続的な土地利用の実現

- (地域によっては、)農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払ってもなお、従来どおりの持続的な利用が確保できないと見込まれる農地の増加が懸念される。
- このような地域において、地域の話合いを通じて、食料供給基盤としての機能は極力維持しつつ、地域の特性に応じた持続可能な土地利用への転換を図られるよう、以下の事項について検討すべきではないか。
 - ア) 粗放的な利用など持続可能な土地利用の実現のための施策
 - イ) 地域の関係者が話合いを通じて土地利用ビジョンを提案できる仕組み
 - ウ) 最適な土地利用のための農地、農業水利施設の整備等
 - エ) i) ~ iii) への転換及び土地利用の持続性を担保するための仕組み
 - i) 有機農業のための農地利用や放牧等の粗放的な農地利用
 - ii) ビオトープや鳥獣害緩衝帯等の非常時に農業生産を再開することが容易な土地としての利用
 - iii) 森林としての利用

3. 農村を支える新たな動きや活力の創出(活力)(1/2)

これまでの主な意見

(1)人材育成施策の拡充

- ① (地域づくりには、)解答ではなく解法が重要。定型的な解がない問題を解いていく場合の共通の思考の手順が大事。
- ② 課題解決型の視点も大事だが、価値創造型の活動が結果的に地域の課題を解決している実情にも着目することが大事。
- ③ ゆるふわマインドを地域づくり人材の中に内在していくことが、これからの地域づくりには大事。
- ④ 地域に丁寧に寄り添って、一緒に作っていく、寄り添い型の実践コーディネーターが必要。
- ⑤ 地域のビジョンの共有から始めていくことが重要。
- ⑥ 最終的に支援を強めなければならないのは、市町村職員。
- ⑦ 現場に入る者は市町村職員と固定させず、集落支援員などの人材の役割分担を市町村が判断するステップがあるとよい。
- ⑧ 研修を受けた後にその人がすぐに活躍できるわけではなく、ネットワーク、動ける環境づくりが重要。
- ⑨ 幅広い層の地域づくり人材が連携し、それぞれの地域で活躍できるような支援体制や環境の整備などが必要。
- ⑩ 自分の成功体験を押し付けてしまう人も多いため、多角的な起業実績のある人を地域に結び付けることが有効。
- ⑪ 人材育成の方向性について、専門的知識が必要な「実践活動への移行」に、もっと力点をおいてもよいのではないか。
- ⑫ 市町村の枠を超えた広域でのプラットフォームづくりの役割が重要。

論点(案)

(1)人材育成施策の拡充

- コロナ禍により強まった田園回帰の流れを全国各地に広げ、地域間の格差を是正していくため、人材育成施策の拡充を図るべきではないか。
- 具体的には、
 - ア) 地方自治体職員等を対象として、地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材を養成する「農村プロデューサー養成講座」を令和3年度から開始し、更なる充実を図るべきではないか。
 - イ) 研修修了生同士で悩みや情報を共有し、支えあいながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築すべきではないか。
 - ウ) 地域ごとに異なる課題の解決を図るため、専門的な知識を有する人材の活用も含め、広域的なサポート体制を構築するための施策を検討すべきではないか。

3. 農村を支える新たな動きや活力の創出(活力)(2/2)

これまでの主な意見

(2)関係人口の創出・拡大

- ① 受け入れた側が本当に嬉しいと感じる関係人口を作っていくことが大事。
- ② 日本の「農度」を上げ、農村のデザインも都市のデザインも、暮らしの中に農的なものが入っていくことが大事なのではないか。

論点(案)

(2)関係人口の創出・拡大

- 都市住民に限らずに農業に関心がある者が農業を自らやってみる機会を創出すること等により、農村地域の関係人口の創出・拡大を図り、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくための施策を検討すべきではないか。

4. 「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり(仕組み)

これまでの主な意見

(1) 地域政策の総合化

- ① 農林水産省の出先に地域づくりの悩み事を相談できる窓口を設けてはどうか。
- ② 農村地域づくりホットラインについて、現場のニーズがどういうもので、どう応えていくかというケーススタディーが立上げの初期には重要なので、記録やケースを共有し、議論できる場があるとよりよいものになる。
- ③ 中央省庁全体の農村支援策の全体像があるとよい。
- ④ 人材育成研修のネットワークから他省庁のテーマも含め現場の声を吸い上げ、問題点を有識者会議で整理し、農水省が他省庁と調整する仕組みを構築できないか。
- ⑤ 農村地域づくりホットラインだけでなく、検討会のような場を通じて政策課題の情報を収集する仕掛けもあるとよい。
- ⑥ 都市部と違い、誰もが顔見知りの農村では、法的規制が異なってもよいのではないか。

(2) 事務の負担軽減

- ① 地域では、職員減少だけでなく、業務の増加により現場に出られなくなっていると聞く。
- ② 市町村も(県の)普及員も減っていく中で、きめ細かい対応が難しくなりつつある。

論点(案)

(1) 地域政策の総合化

- 農山漁村地域づくりホットラインや府省横断の地域づくり支援施策集の活用等を通じ、現場の実態把握機能を強化しつつ、関係府省と連携して地域の課題解決に向けた取組を後押しすべきではないか。
- 既存の施策では対応が難しい新たな政策課題が抽出された場合には、関係府省と連携して、規制緩和も含め、新たな施策を検討すべきではないか。

(2) 事務の負担軽減

- 地方公共団体や地域の農業者等の事務の負担軽減を図るための施策を検討すべきではないか。

新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策の概要

農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。このような最近の変化にも的確に対応しつつ、**関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図る。**

しごと

（１）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域等の特性を活かした**複合経営**等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・農泊、ジビエ、農福連携 等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進



食料・農業政策

くらし

（２）中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・世代を超えた人々による**地域のビジョン**づくり
 - ・放牧等の**多様な土地利用方策**とそれを実施する仕組みの構築
 - ・「小さな拠点」の形成
 - ・地域コミュニティ機能の形成のための場づくり
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・**情報通信環境**の確保
 - ・地域内交通の確保・維持 等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

（３）農村を支える新たな動きや活力の創出

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・**地域運営組織**の形成
 - ・地域内の**人材の育成**及び確保
 - ・**関係人口**の創出・拡大や関係の深化を通じた人材の裾野の拡大 等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・半農半X、デュアルライフ（二地域居住）などの**多様なライフスタイル**の提示
 - ・農的暮らしなどの**多様な農への関わり**への支援体制の構築
 - ・棚田地域の振興と魅力の発信 等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等



食料・農業政策

仕組み

（４）「３つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

- **農村の実態や要望**について、**農林水産省が中心**となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、**現場に出向いて直接把握**し、把握した内容を調査・分析した上で、**課題の解決**を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築